



くらしのかわら版

第6号

2013.1

編集/発行

市消費生活啓発推進員
市消費生活センター

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより



第19回みんなの消費生活展が開催されました！

平成24年11月3日(土)～4日(日)に市総合体育館(市内新光町)で、みんなの消費生活展が市産業交流フェアと同時開催され、多くの人たちでにぎわいました。

消費生活啓発推進員のブースでは、不要となったペットボトルのキャップを使ったブローチづくりや、東日本大震災から約1年8ヶ月経っての防災に関する意識の変化を問うアンケートを実施しました。

ブローチづくりでは、子供たちが小さいながらも一生懸命に手を動かし、出来上がると目を輝かせて達成感を味わっている姿が印象的でした。

アンケートの結果については、次ページで紹介しています。



楽しんで参加する子供たち

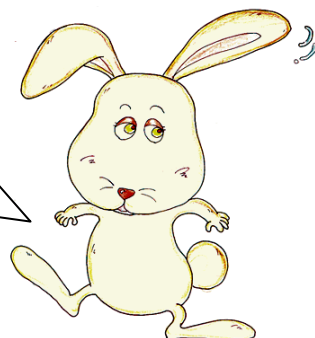


会場全体の様子



完成品

ペットボトルのキャップと丸く切った厚紙に両面テープを貼り、麻紐を巻きつけてリボンで飾れば完成です！



東日本大震災前後に関するアンケート結果

★平成 24 年 11 月 3 日～4 日に消費展会場で
合計 401 名の方から回答をいただきました。

消費生活センター

〈被害にあわないための心得〉

- ㊦ うのみにしない
- ㊧ 相談する
- ㊨ 断る
- ㊩ 契約しない



代わりに買って謝礼がもらえる？「買え買え詐欺」に注意！

知らない業者が商品や権利等の購入を勧め、別の業者が「購入額以上で買い取る」「謝礼を払う」など、あたかも消費者の利益になるかのような説明で契約させようとする、劇場型勧誘（買え買え詐欺）の相談が多く寄せられています。

事例

別居している母親のもとに A 社から金鉱山の権利に関するパンフレットが届いた。その後、B 社から「代わりに買ってもらえれば、一口につき 3 万円の謝礼を支払う」などと何度も電話があり、母は十口購入し、300 万円支払った。その後も追加で権利を購入し、業者に手渡しでお金を払ったり、郵便で送ったりして、合計 1200 万円支払ってしまった。生活費が足りないと母から電話があり発覚した。どうしたらよいか。

アドバイス



- ・業者が金融商品や権利について「自分の代わりに買ってもらえれば高額で買い取るから利益になる」などと言って、他社と契約させようとする話には絶対に耳を貸さないで下さい。
- ・お金を渡してしまうと取り戻すのは極めて困難です。
- ・うまい話はありません。きっぱりと断りましょう。
- ・被害者の多くは高齢者です。周りの人も高齢者がトラブルに遭っていないか気を配りましょう。



いよいよ冬本番。寒～い冬でもできる省エネの工夫を教えて、ちやあくん！

冬の省エネのキーワードは「ウォームシェア」。みんなが集まったり、アイデアを共有したりして、暖房に頼らなくても温かい冬を過ごしましょう！

室温は 20℃に設定して 効率よく暖をとろう！

- ・扇風機で空気を循環させる。
- ・湿度を上げる。
- ・カーテンやブラインド等を上手に活用する。
- ・エアコンのフィルターを定期的に掃除する。

着るものや小物で暖かさを 工夫しよう！

- ・ひざかけや座布団を使う。
- ・保温効果の高い下着等を利用する。
- ・腹巻きやカイロを活用する。

食べ物で内側から 温まろう！

- ・朝ご飯をしっかり取る。
- ・温かい飲み物を飲む。
- ・体を温める食品（根菜類や香味野菜など）を食べる。

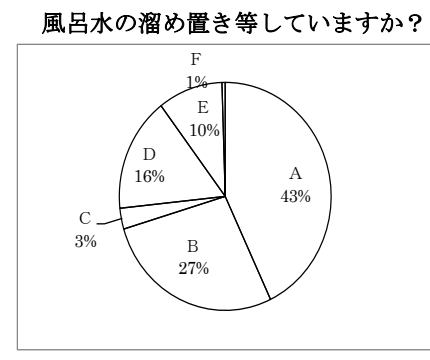
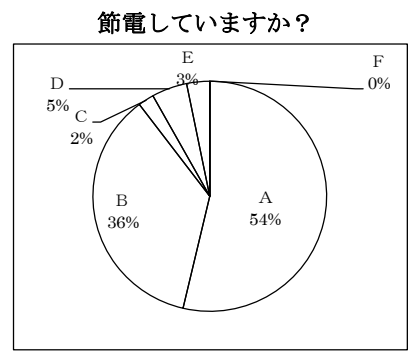
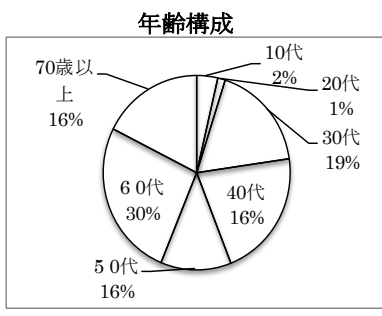
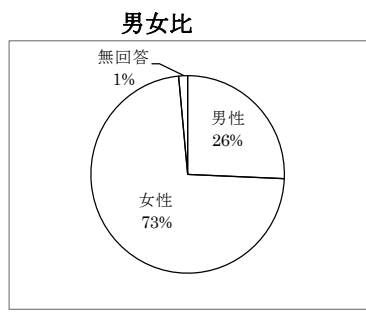
家庭では、みんなが一つの部屋に集まることも工夫の一つです。一つの部屋で家族団らんで過ごせば、他の部屋の照明や暖房を使わずに済むので、省エネにつながります。
寒い時期、みんなで鍋を囲むのもいいですね！



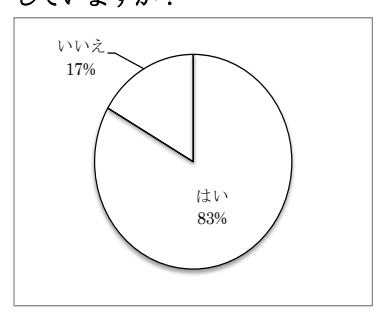
参考：政府広報オンライン

【グラフの見方】

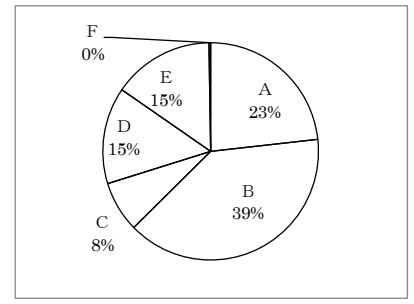
- A：震災前より現在までしている。
- B：震災後から現在までしている。
- C：震災後はしていないが、現在はしている。
- D：震災後はしたが、現在はしていない。
- E：震災後もしていない。
- F：その他



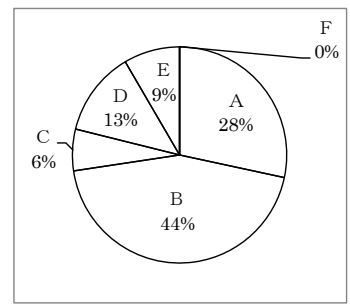
非常食の消費期限の確認・交換を していますか？



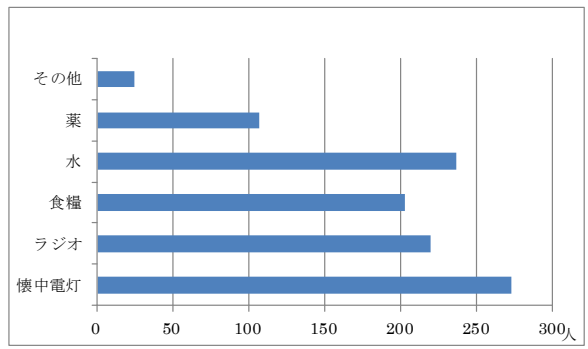
非常持ち出し荷物を準備していますか？



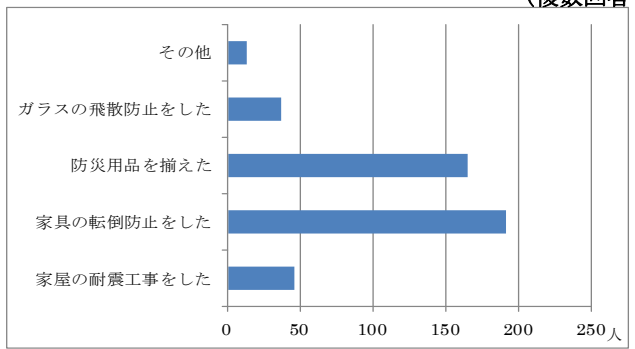
食糧や水を備蓄していますか？



非常持ち出し荷物は何を準備していますか？(複数回答可)



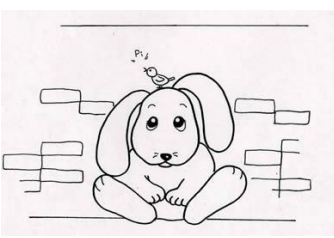
震災後、地震に対する備えはどのようなことをしましたか？(複数回答可)



【アンケートの結果から】

節電や風呂水の溜め置き等の水の確保は震災前から心がけている方が多くいました。食糧や水の備蓄、非常持ち出し荷物の準備については震災後に始めたという方が多くなっています。一方、震災後はやっていたが現在はやっていないという方も一割強いました。

水や食糧は最低 3 日分用意するなどの基本的なことに加え、家族同士で避難場所や連絡方法を確認したり、家族の年齢構成や状況に合った持ち出し荷物を用意したりといった独自の工夫をしておく、非常時にはさらに安心です。被害を最小限にするためにも、『自分の身は自分で守る』という意識を持ち続けることが重要です。慣れは最大の敵です！



くらしの講座

～最後まで自分らしく 遺言の知識と後見について～

12月6日、大島コミュニティセンターにて安藤宗之先生（水戸合同公証役場公証人）を招いて遺言と成年後見制度についての講座を開きました。

【安藤先生のお話から】

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を、財産管理や契約などの面から保護、支援する制度です。中でも任意後見制度は、あらかじめ本人が選任しておいた後見人に、将来判断能力が不十分になった時に、財産の管理や医療契約、施設への入所の手続きなどを自分に代わってやってもらう制度です。この制度は、最後まで自分らしくいるために、本人の自己決定権の尊重を理念としています。

相続が『争続』にならないように遺言を準備しておくことは家族への思いやりであること、また気軽に公証役場を利用してほしいというお話がありました。

推進員の感想

本人の判断能力が充分にあるうちに任意後見契約を結んでおくと、いざという時に保護や支援が受けられる等、日常を元気に過ごすお守りとなることでした。

備える大切さがわかり、自分らしく生きるための手引きとなる貴重なお話でした。

ふれあい講座(出前講座)

～無料で講師を派遣します～



ふれあい講座では、悪質商法の被害に遭わないためにはどうすればよいか、寸劇やビデオ視聴、さらに消費生活啓発相談員のお話などを通じてわかりやすく解説します。

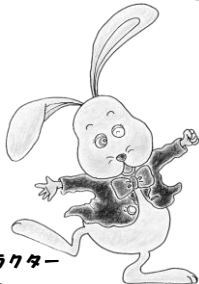
自治会や各種団体の研修会、勉強会などの催しの際にぜひご活用ください。

※申込み、お問合せは、市消費生活センターまでお気軽にどうぞ！



ふれあい講座の様子（平成24年6月）

困ったとき、不安なとき、お気軽に消費生活センターにご連絡ください！！



オリジナルキャラクター
ちゃあくん

ひたちなか市消費生活センター

電話：029-273-0111（内線 3233）

FAX：029-276-3081

ひたちなか市東石川 2-10-1 ひたちなか市役所第2分庁舎 2階
相談時間 午前 9:30～12:00 午後 1:00～4:30
※土日、祝日、年末年始はお休みです。